

令和6年度第1回亀岡市文化財保護審議会

1. 日 時:令和 6 年 6 月 12 日(水)10:00~12:00

2. 場 所:亀岡市文化資料館 3階 研修室

3. 出席委員:大場 修 会長
深町 加津枝 副会長
田中 智子 委員
豊田 知八 委員
野原 通夫 委員
松岡 久美子 委員
森島 康雄 委員

4. 欠席委員:安藤 信策 委員
鵜島 三壽 委員
横内 裕人 委員

5. 事務局:文化芸術課長文化資料館長 小塩 睦子
文化芸術課文化資料館副館長 土井 孝則
文化芸術課文化財係長 飛鳥井 拓
文化芸術課文化財係主事 大西 文挙
文化芸術課文化資料館主事 立脇 玄貴
文化芸術課文化資料館主事 松井 萌

6. 次 第:(1)開会
(2)第29期亀岡市文化財保護審議会委員の委嘱について
(3)令和5年度事業内容の報告
・歴史文化財課 文化資料館
(4)令和6年度事業計画の報告
・文化芸術課
(5)令和6年度亀岡市指定文化財の指定候補について
(6)閉会

(1)開会

出席委員が過半数以上のため亀岡市文化財保護条例第17条第2項の規定に基づき会議が成立

(2)第29期亀岡市文化財保護審議会の委嘱について

文化芸術課長から、令和6年度の機構改革によって文化財行政が教育委員会から市長部局に移管されたこと、「亀岡市文化財保護条例」が改正され、委員会の名称および任命権者が変更されたこと、これに伴い、第29期亀岡市文化財保護審議会委員が令和 6 年4月1日付けで再委嘱をしたことの説明を行った。

(3)令和5年度事業内容の報告

○事務局からの令和5年度の事業報告に対し委員の質疑応答を行った

委 員:天然記念物の事業について、普及啓発活動や学校と連携したプログラムなど今後の展開は何かあるのか。

事務局:アユモドキに関する事業を行っているのは、文化資料館ではあるが、基本的に指導を行う立場である。実際の事業としては、環境政策課が行っており、文化資料館では事業に対するサポートを行っている。天然記念物に対して文化資料館が主体的に行っている事業はない。

委 員:保護を行うことはいいことだと思うが、もう少し文化財所管課として事業を行ってほしい。アユモドキは亀岡市と岡山にしかない大事な生き物であるため今後の事業を考えてほしい。

事務局:以前は親子向けにアユモドキ見守り隊という親子の講座を行っていた。そのため、今後はこうした事業を念頭に置いていきたいと考える。

委員:文化資料館の友の会事業について、高齢化が進んでいると思うが現在の会員 63 人の年齢構成と過去に約120 人いた会員数の減少の原因について伺いたい。

また、友の会の入会資格や年会費や、若い人たちの加入のアイディアについて詳しく伺いたい。

事務局:できるだけ宣伝を行い、多くの人に入ってもらえるようにしたい。年会費については、一般の会員の方が 2500 円、家族会員が 3500 円である。

友の会で実施しているサークルはカイコ・綿サークルや古文書を読む会、城下町探訪サークルなどあり、そのようなサークルに参加する人は多いため、今後分析を行ってさらに多くの方に参加いただけるようにしていきたい。

委員:会員減少について、コロナの影響はあるのか。

事務局:きちんと分析しているわけではないが、影響はあると考える。

委員:コロナ禍でなかなかできなかったと思われる文化財巡りや城下町探訪サークルを、積極的に実施してほしい。

事務局:積極的に実施して、普及啓発に努めたい。

委員:友の会は魅力的な事業を行っているが、資料館のホームページに友の会のことが全く載っていない。新しく亀岡市に移り住んできた人たちが、亀岡市で何か活動をしたいと考えたときに、最初に情報に繋がるための接点がないように思う。そのため、ニーズがあっても捕まえていないと思う点もあるように思うため、ホームページ情報を掲載してほしい。若者については、パソコンではなく、スマートフォン で検索する人が多いと思う。情報検索する人に対して、どのように繋がっていくか検討してほしい。

委員:若年層の取り組みについて、小・中学校では自由研究等があるため、家族会員として大いに活用できると考える。友の会の活動は、文化財活動のベースになると思うので、検討を進めてほしい。

委員:デジタル文化資料館の運営事業について、アクセス数はどうなっているか。

事務局:アクセス数については、毎月チェックを行っている。開設当初は1万4千件のアクセスがあったが、メタバースの方は徐々に減少し1千件を切るという状況である。しかし、データベースについては、2千件ほどアクセス数で安定しており、定着していることが考えられる。メタバースについても新たな文化財を3D 化し内容の充実を図り、多くの方に見てもらえるようにしていく。

委員:メタバースのアップデートはできるのか。

事務局:職員でできないが、専門の業者と契約し行ってもらう。

委員:データベースの内容について、亀岡市内の文化財は網羅されているのか。

事務局:まだ500点弱のみ掲載している。特に国指定、府指定等を中心に掲載しており未指定文化財がまだ未掲載のものがあある。データベースの更新については、職員で行えるため、継続的に充実させていく。

委員:文化財というものは日に日に劣化していくものであるため、高繊細で撮影を行い、後世に残していくための資料となるため、今後も進めていってほしい。

(4)令和6年度予定事業の報告

○事務局から令和6年度の事業の報告を行った。

委員:前年度の補助事業と関連して、神宮寺の聖観音立像及び地藏菩薩倚像の修理について、詳細を伺いたい。加えて、市史編纂時には2軀の仏像は、南金岐区の所有であったが、現在はどうなっているのか確認したい。今年度の補助事業について、野下町の地藏菩薩立像の修理についてもあわせて伺いたい。

事務局:神宮寺の2軀の仏像修理については、老朽化が進んでいる地藏堂から庫裡に移動させ、剥落留め等の小修理を行った。所有については、神宮寺の檀家が管理をしている。

野下町の地藏菩薩立像については、剥落留めと土台の修理を行う。

委員:2軀仏像は神宮寺の所有ということで地元も情報共有しているのか。

事務局:情報は地元も把握している。

委員:神宮寺の聖観音立像は近世に修理をした際に、上から塗り直しがされているため、塗り直しの部分の取扱いの判断が必要になってきたと思う。京都府の技師が検討されていると思うが、今後

地元が修理を進めていく修理の中で適切に修理が行われない場合があると思うため、情報共有等を行うなどの仕組みづくりをすると心強いと思う。

事務局: 今後は情報共有を行う。

委員: 京都府社寺等文化資料保全補助金は指定等の文化財に対する修理か。

事務局: 京都府社寺等文化資料保全補助金は未指定文化財及び国登録文化財を対象とした文化財である。

委員: 京都府社寺等文化資料保全補助金は京都府文化財保護課が所管の補助金ではなく、知事部局の文化政策室が所管の補助金である。

委員: 当該補助金は各市町で申請を行うものなのか。

事務局: 年度ごとに神社やお寺、地元から修理相談を受け付け、要綱を満たしていれば振興局を通じて、補助申請を行っている。

委員: 未指定文化財というのは数多く存在すると思うが、予算についてはどうなっているか。

事務局: 京都府内すべての市町が対象となるため、現在は申請上限額の8割が交付されている。

委員: 修理にあたっての方針の検討はどのように行っているのか。

事務局: 文化政策室が所管の補助金ではあるが、補助事業の交付要望にあたって、修理内容を京都府文化財保護課に確認してもらい、交付の決定を行っている。

委員: 彫刻類はなかなか調査を行うタイミングがないため、こうした移動するタイミング調査を行うことができれば作品にとっても負担が少なく、地元としても受けやすいと思う。今回の聖観音立像については動かすタイミングで調査できたと思う。他にも、お堂の屋根を直すタイミングで仏像を動かすこともあると思う。その際は調査ができるチャンスであると思うので、情報共有をしていただきたい。こういった調査の際に、市指定文化財にかけていくのか検討することもできると思う。

事務局: 承知しました。

委員: 未指定文化財について、文化財保護審議会委員がどこまで把握するべきか。民家などの建造物の未指定文化財は既存の報告書等で記載されているものを指していると思う。

委員: 基本的には、市史編纂時に悉皆的に調査を実施しており、そこには未指定文化財も多く含まれている。亀岡市史編纂時ではある程度以上のレベルに達しているものは、フィルターがかかっていると思う。その範囲に関しては、私も承知しているところではあるが、それ以外の悉皆調査の際に行けなかったお堂の仏像や持ち回りの仏像等は把握をしていない。他にも美術工芸品でいうと、光忠寺の涅槃図は、調査の際には全く把握をしていないものであったりと、まだまだ眠っているものが多くあると考える。そのため、修理の移動の際に写真を撮っておいてもらえると、後日確認の必要を要するものが出てくると思う。

委員: オオサンショウウオの保護活動について、中国オオサンショウウオが特定外来種に指定された。中国オオサンショウウオは外見上では日本のものと判別がつきにくい。亀岡市内のオオサンショウウオについて、中国オオサンショウウオとの交雑の度合いは把握できているのか。

事務局: DNA 鑑定を行っているわけではないため、確実なことはわからないが、京都市内は汚染されていることは認識している。今後は専門機関と連携して、把握していくことも検討したい。

委員: 中国オオサンショウウオや交雑種は駆除の対象なのか。

委員: 捕獲しても放流してはいけない。

事務局: 去年度までは、オオサンショウウオ発見の連絡があれば、保護し上流または下流に放流をしていた。しかし、保護をした個体に対して DNA 鑑定をしたことはない。

委員: 全くデータがないという状況であるならば、捕獲した際にデータを取っていくことが必要であると思う。

事務局: 調べてもらうことを検討する。

委員: 機構改革について、今年度から生涯学習部に移管されたということだが、今まで課名として存在していた「歴史」という文字がなくなり「芸術」という言葉が追加された。基本的にこれまで歴史文化財課あるいは文化資料館という組織の中で行われていた事業に対する予算措置など今回の機構改革後も変わりなく維持されているのか。

新資料館整備基本構想について、今までは「新資料館」という名称を使用されていたが、いつの時点からか「博物館」という名称に変更されている。新資料館整備基本構想内で「歴史・文化」という文言が多く使用されているが「文化」というのは何を指しているか。

今回の機構改革のねらいと、新資料館構想では有識者会議のようなものを組織していたと思う

が、歴史文化財方面でどのような意見が反映され基本構想の策定に至ったのかを詳しく聞きたい。

事務局：機構改革に伴う予算措置について、新しい組織になっても予算の減額等はなく現状維持で統合された。新資料館から博物館への名称変更について、最終的に建てる建物の名称が「亀岡市博物館」になるという意味ではなく、資料館ではなく博物館を建てるという意思表示である。新資料館整備基本構想について、新資料館整備検討委員会を立ち上げ、7名の有識者にお世話になっている。今年度の基本計画の策定についても、検討をいただく予定である。

「文化」について、博物館法が改正され社会教育法と文化芸術基本法に基づくことが明記された。文化芸術ということは今後考えていくことが博物館法の改正の趣旨である。このような法律の改正に基づき今後は歴史文化だけでなく文化芸術についても展示ができる施設を考えていかなければならないため「歴史・文化」という表記にしている。

委員：気がついたら「歴史」がなくなっているということの危惧をしている。歴史博物館として構想していると思っていたが、美術館のような機能も今後は検討していくのか。

事務局：基本構想を策定したのが令和6年3月であり、旧組織の教育委員会で検討をしてきた。令和6年度からは市長部局の文化担当で検討を進めるということで、亀岡市の特色である霧の芸術祭に関係のあるアーティストのネットワークを活用していくことも市の施策のひとつである。そういったことを生かしつつ、賑わいの創出をしていきたい。

委員：検討委員会は前から立ち上がっているのか。

事務局：博物館や文化ホールに関わる委員会は過去にもあったが、新資料館整備検討委員会は令和5年度から始まった。基本構想、基本計画、実施設計と順序立てて進めている。

委員：歴史の分野は誰が担当しているか。

事務局：仏教美術の担当で松岡委員、古文書の専門の中西委員、佐々木丞平委員に座長を務めていただいている。

委員：美術工芸品の展示の可能性を含めて検討をするということで、委員に就任をしているが、市の施策として現代アートの作家の活動も横断するような施設にしたいという意見は伺っている。今いる委員は資料館の活動をよく知っており、友の会の方も委員に入っている。そのため、多くの意向を含めつつソフトランディングさせ、次の土台となる箱をいかに作るかという観点から検討していると思う。そのため、歴史という柱をなくすということは今の委員は考えていない。ただ、新しいニーズがあるということを理解したうえでどのようにするか議論を行っている。博物館という名前に関しても資料館というふうに言ってしまうと、資料館という単語が今後の検討を狭めてしまうようなニュアンスがあるのではないかとということで、博物館法に基づいて広い意味で考えるという態度の表れだと思っていただきたい。

委員：検討委員会の委員の方々は、資料館の活動をよく知っている方ばかりだと思う。時代のニーズに応じて変質していくとは仕方がないことだと思うが、名前として重しを置いておきたいと思ったので伺った。

委員：機構改革で3つの係に分かれているが、人員は増加したのか。

事務局：文化財係長として飛鳥井、文化資料館副館長として土井、ほかに文化振興係長兼副課長が配置されている。体制については、昨年度退職した人員についても補充され、昨年度よりも充実していると思う。

委員：冊子の中に公開承認施設を目指すとして書いてあるが、経験5年以上の学芸員が複数人常勤しなければならない。建物はあたらしくなるため設備は大丈夫だと思うが、人員を配置し続けるというのは異動を考えると難しく、京都府でも私が山城郷土資料館から丹後郷土資料館へ異動した際に山城郷土資料館の公開承認施設が取り消されたということがあった。再任用の職員がいたが常勤でないため駄目であった。維持していくことは大変であるため学芸員の充実を気にかけておいてほしい。

今年度の補助金について、亀山城惣構跡の土留め工事があるが、埋蔵文化財の立ち合いの工事は行うのか。

事務局：京都府文化財保護課に確認のうえ実施する。

委員：土塁の基礎の構造が見ることが出来るチャンスだと思うため、ぜひお願いしたい。

委員：文化財巡視活動について、とても大事であると思っているが、特に中山間部や無住のお寺などに目が届く状態にすることが今後ますます重要になってくると思う。文化財保護団体に支援協力と

あるため継続してどこかの団体がやってくれていると思うが、具体的に現状と今後の担い手等の問題も含めて見通しを聞かせてほしい。

事務局: 亀岡市は地元の方が積極的に活動されていて、亀岡市文化財保存活用地域計画でも地元が主役で、その活動をフォローするという方針になっている。自治会や有志の団体、各地域でも史談会が立ち上がったりしている。そのような団体の文化財活動の支援をしていく。

委員: 連携について具体的に教えてほしい。

事務局: 亀岡市文化財保存活用地域計画に基づいて、事業の進捗について報告してもらうことになっているが、事前に活動団体にヒアリングを実施し課題等を徴収し、協議会で報告し検討を行うようになっている。

委員: どこをみるのか、何をみるのかは決まっているのか。地元が把握している状態のものを集約しているのか。

事務局: お困りごとがあれば市の方に声がかかる。お声がない地域に関しては地元にお任せしている。また京都府文化財保護指導委員が2名いるので市内の文化財の巡視を依頼している。

委員: 他の地域ではだれが行くのか、管理している方々が高齢化していき管理をやめたりしていることもある。いったとしてもどこを見ていいのかわからずぐるっとみて終わりということもある。具体的な案があるわけではないが、管理をしている方に文化財のどこを見ればよいか指導をしたりと積極的な働きかけをしてもよいと思う。友の会で城下町を巡る活動もしているようなので、そのルートに文化財を見るようにし、その際に注意してみるところを指導したりと考えていってほしい。文化財の巡視は今後力を入れていかなければならない部分であると思う。

(5) 令和6年度亀岡市指定文化財の指定について

○事務局から令和6年度亀岡市指定文化財候補である「吉川町奉安殿」「秋葉神社亀山城総構え跡」「旧国恩寺仏像群」の説明と指定までの方針の説明を行った。

(6) 閉会

文化資料館副館長の土井から閉会の挨拶を行った。